

決定事項	実施状況
<p>I. 公共事業等の施行促進</p> <p>1. 平成4年度予算成立後の公共事業等については、労務、資材等の面で支障を生じないよう十分配慮しつつ、上半期における契約済額の割合が全体として75%を上回ることを目途として、施行の促進を図る。 公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案して適切に行うものとする。</p> <p>2. 地方公共団体においても、上記の措置に準じて地方単独事業を含め事業の円滑な施行を図るよう要請する。</p> <p>II. 民間設備投資の促進</p> <p>1. 電力事業については、電源開発及び送配電線等流通設備の整備に最大限取り組むため、当初計画に約3000億円上乗せした約4兆6000億円の設備投資を計画しており、その円滑な実施を図るとともに、特に、平成4年度下半期に予定されている発注のうち、1兆円程度を上半期に繰り上げるよう要請する。 ガス事業についても、供給力向上の観点から設備投資の円滑な実施を図るとともに、平成4年度上半期に繰り上げ発注に努力するよう要請する。</p> <p>2. NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者の設備投資について、設備投資の前倒し及び設備投資額の上積みにより、上半期の設備投資額の900億円程度の増額(これによって上半期は合計1兆2900億円程度)に努力するよう要請する。</p>	<p>・平成4年6月末の契約率は50.8%となっている。</p> <p>・配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等に配慮している。</p> <p>・地方単独事業を含む公共事業等について、上半期末の契約済額の割合が全体として75%を上回ることを目途として、可能な限り施行の促進を図るよう地方公共団体に要請したところである。これを受け、全ての都道府県においてこれと同様若しくは、これを上回る契約目標率を方針として定め、施行促進に取り組んでおり、平成4年6月末の都道府県の契約率は41.9%となっている。 また、事業の円滑な執行のため、地方債の許可について事務処理の促進を図っている。</p> <p>・繰り上げ発注については、電力業界及びガス業界にそれぞれ要請した。両業界においては、これを着実に実施するよう努力している。</p> <p>・郵政省電気通信局長から社団法人電気通信事業者協会会長に対し、文書で設備投資の円滑な実施が図られるよう要請した(4月1日)。</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

Ⅲ. 省力化投資の促進

労働力不足に対応しつつ民間設備投資の促進を図るため、労働時間の短縮に資する等の省力化設備投資を行う事業者等に対する融資制度を日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に創設する。

労働力の確保が困難である中小企業の省力化投資については、国と都道府県等との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸付（中小企業体質強化資金助成制度）の金利引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の労働環境整備貸付制度について、その貸付対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基準局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体等をメンバーとする連絡協議会（仮称）を開催すること等により、制度の利用促進を図る。

こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業（中小企業事業団）の積極的活用を図る。

・日本開発銀行及び北海道東北開発公庫において省力化設備投資促進融資制度を創設し、5月1日より適用を開始した。（融資実績は7月31日現在、21件、123億円）

・中小企業体質強化資金助成制度の要綱を改正し（4月1日）、平成4年度の1年間に限り、基準金利を引き下げることとした。（5.1%→4.6%）

・労働環境整備貸付制度の貸付対象である中小企業者の範囲を、「時短実施後週所定内労働時間40時間以上48時間以下の中小企業者」から「時短実施後週所定内労働時間が48時間以下の中小企業者」と拡大した（4月1日）。また、同制度の周知徹底等のため、4月から5月にかけて全都道府県において、通商産業局（又は沖縄総合事務局通商産業部）が主催し、都道府県、労働基準局、中小企業金融公庫、国民金融公庫等を構成員とする連絡協議会を開催した。

・中小企業事業団が労働力不足対応設備リース事業普及のためのパンフレットを作成し、制度の普及に努めている。

Ⅳ. 個人消費、住宅投資等の促進

1. 労働時間の短縮

次のような労働時間短縮の施策を実施する。

(1) 国家公務員の完全週休二日制については、「一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律」等の成立を受けて、平成4年5月を目途に実施する。

また、地方公共団体における完全週休二日制についても、「地方自治法の一部を改正する法律」の成立を受けて、出来る限り国との均衡をとりつつ導入ができるよう、必要な条件整備に努めるよう地方公共団体に対して要請する。

・国家公務員の完全週休二日制を5月1日から実施した。

・「地方自治法の一部を改正する法律」が5月1日から施行され、各地方公共団体において順次導入されている。

(1)都道府県（8月1日現在）

・9月までに導入（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43団体

10月以降導入予定又は導入時期未定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4団体

(2)市区町村（6月20日現在）

9月までに導入（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・506団体

10月以降導入予定又は導入時期未定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,753団体

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 現在、国会に提出中の「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案」の成立を受けて、労使が労働時間短縮を進めやすくするような環境整備を図るため、労働時間短縮推進計画の策定等を行う。</p> <p>2. 電話料金の引下げ 国内遠距離電話料金について、利用者の負担の軽減を図るため、長距離系の新規参入第一種電気通信事業者の料金引下げを4月中に実施するよう努める。</p> <p>3. 住宅投資の促進</p> <p>(1) 持家取得の促進を図るため、住宅金融公庫等の融資について、平成4年度予算により、次のような融資制度の拡充をし、その積極的活用を図る。 ①個人住宅等について貸付限度額の引上げ(20～30万円引上げ) ②特別割増貸付額の引上げ(100万円引上げ) ③東京圏における分譲共同住宅の購入に対する特別加算額の引上げ(100万円引上げ)</p> <p>(2) 住宅金融公庫等の貸付の促進を図るため、個人建設住宅等の申込期間の拡大及び高層住宅、建売住宅の年度上期の常時受付を実施する。</p> <p>(3) 公共賃貸住宅の建替えを促進するため、「公共賃貸住宅建替10箇年戦略」の早期策定を図る。</p> <p>(4) 住宅リフォームを促進するため、住宅金融公庫等の住宅改良融資(住宅の増改築、キッチンシステム等の取替・新設工事等への融資)の積極的活用を図るとともに、増改築等リフォームに係る相談体制の充実・強化、地方公共団体との連携によるリフォームに重点を置いた住宅フェア等の開催を推進する。</p>	<p>・「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」は7月2日に公布され、本年9月1日に施行することとしている。そのため、現在、政省令の策定等施行に向けた事務処理を行っている。</p> <p>・新規参入第一種電気通信事業者について、4月29日から最遠距離(170km超)の平日、昼間・3分間の通話料金を200円から180円に引き下げた。(平成4年度分引下げ規模:約205億円) また、NTTにおいても、6月19日から最遠距離(160km超)の平日、昼間・3分間の通話料金を240円から200円に引き下げた。(平成4年度分引下げ規模:約900億円)</p> <p>・住宅金融公庫法施行令の改正(4月10日公布・施行)等により各融資制度の拡充を図るとともに、住宅金融公庫本店に副総裁を本部長とする事業推進本部を設置し、制度の積極的な活用を図った。</p> <p>・住宅金融公庫等の融資の個人建設住宅の申込期間について、昨年度に比べ第1回募集期間を34営業日から40営業日(4月22日～6月19日)、第2回募集期間を37営業日から40営業日(7月20日～9月11日)にそれぞれ拡大するとともに、高層住宅及び建売住宅の募集期間について、9月30日までの年度上期を常時受付とした。 その結果、(1)に掲げる制度改善等による効果と相まって、平成4年度の第1回の個人建設住宅等の申込状況は、平成3年度に比べ約1.5倍の132,090戸となった。</p> <p>・建設事務次官通達「公共賃貸住宅建替10箇年戦略の推進について」(6月30日)により、同戦略を策定するとともに、都道府県、住宅・都市整備公団等に対し、同戦略の趣旨を踏まえ、公共賃貸住宅の建替えの推進を図るよう指導した。</p> <p>・PR活動等により、住宅改良融資の積極的事業推進を行った結果、4月～6月の申込み受付戸数は、平成3年度に比べ約1.3倍の15,487戸となった。</p> <p>・建設省住宅生産課長通達(4月1日)により、住宅リフォームに関する相談の推進、住宅関連フェア等の推進、リフォームに関する人材養成等の制度の活用等について、地方公</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

4. 駐車場整備の促進

- (1) 駐車場整備のマスタープランとなる駐車場法に基づく駐車場整備計画につき、市町村における策定の促進を図る。
- (2) 駐車場整備地区等において地権者が共同して駐車場を整備する共同駐車場整備促進事業、交通安全施設等整備事業等の駐車場と共同で整備する民間駐車場事業等の積極的発掘を図り、総合的な駐車場整備の促進を図る。また、道路開発資金等による低利融資制度の積極的活用を図る。
- (3) 共同住宅等の車庫整備を促進するため、住宅金融公庫等の融資の割増貸付（駐車台数が全戸分設置された集合住宅団地に対し1戸当たり100万円）や住宅改良融資の積極的活用を図る。

V. 中小企業対策

1. 中小企業金融対策

- (1) 政府関係金融機関、信用保証協会に対し、中小企業者の実情に応じたきめ細かい貸付及び保証等の運営を行うよう指導するとともに、民間金融機関についても、中小企業金融の円滑化に配慮するよう要請する。
- (2) 労働力の確保が困難である中小企業の省力化投資については、国と都道府県等との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸付（中小企業体質強化資金助成制度）の金利引下げを図る。
また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の労働環境整備貸付制度について、その貸付対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基準局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体等をメンバーとする連絡協議会（仮称）

共団体等を指導した。

- ・地方公共団体に対して、駐車場整備計画の策定に関する指導を積極的に行っており、名古屋等13都市において平成4年度内を目途に策定する予定である。
- ・共同駐車場整備促進事業（平成4年度事業費13.5億円）、交通安全施設等整備事業（平成4年度事業費150億円）等の駐車場と共同で整備する民間駐車場事業等の積極的発掘及び道路開発資金（平成4年度事業費240億円）等の融資制度の積極的な活用を図っている。
- ・PR活動等を積極的に展開し、住宅金融公庫等の融資の割増貸付及び住宅改良融資の積極的な活用を図っている。

- ・中小企業庁長官及び大蔵省銀行局長から政府関係金融機関、信用保証協会連合会に対し、既往貸付金の返済猶予、担保徴求の弾力化等中小企業者の実情に応じたきめ細かな配慮を行うよう文書をもって指導した（3月31日）。
- ・大蔵省銀行局長から各金融団体代表者に対し、中小企業金融の円滑化について、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、傘下の金融機関へのこの旨の周知徹底を文書をもって求めた（4月1日）。
- ・中小企業体質強化資金助成制度の要綱を改正し（4月1日）、平成4年度の1年間に限り、基準金利を引き下げることとした。（5.1%→4.6%）
- ・労働環境整備貸付制度の貸付対象である中小企業者の範囲を、「時短実施後週所定内労働時間40時間以上48時間以下の中小企業者」から「時短実施後週所定内労働時間が48時間以下の中小企業者」と拡大した（4月1日）。また、同制度の周知徹底等のため、4月から5月にかけて全都道府県において、通商産業局（又は沖縄総合事務局通商産業部

決定事項	実施状況
<p>を開催すること等により、制度の利用促進を図る。</p> <p>こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業（中小企業事業団）の積極的活用を図る。</p> <p>(3) 政府関係金融機関を通じた中小企業に対する円滑な資金供給を促進しているところであり、このため必要な国民金融公庫、環境衛生金融公庫に対する財政投融资計画の追加（国民金融公庫500億円、環境衛生金融公庫175億円）を3月26日に決定した。</p> <p>(4) 需要の著しい減少等がみられる業種に属する中小企業者の担保力・信用力の不足を補完するため、中小企業信用保険法に基づく倒産関連保証の対象業種を追加する。</p> <p>(5) 資金調達力が弱く、設備の選定等についても専門的知識、技術を有しない小規模企業者に対する設備近代化貸与の貸与損料（割賦手数料）及びリース料率の引下げを図る。</p> <p>(6) 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、卸団地の建設等を前倒しして実施するとともに、その円滑な執行を図るため、都道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p>(7) 地域的な要因により、売上げの減少等経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する経営安定対策貸付の積極的な活用を図る。</p> <p>2. 下請中小企業対策、官公需対策等</p> <p>(1) 親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、昨年12月13日及び本年2月27日、親事業者に対して、指導したところであり、検査の重点化を図る等、今後とも下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図る。</p> <p>(2) 下請中小企業の受注機会の確保を図るため、親事業者に対し下請企業振興協会への登録促進等を要請し、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的、広域的なあっせん</p>	<p>）が主催し、都道府県、労働基準局、中小企業金融公庫、国民金融公庫等を構成員とする連絡協議会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業団が労働力不足対応設備リース事業普及のためのパンフレットを作成し、制度の普及に努めている。 ・政府関係金融機関を通じた中小企業に対する円滑な資金供給を促進しているところであり、このため必要な国民金融公庫、環境衛生金融公庫に対する財政投融资計画の追加（国民金融公庫500億円、環境衛生金融公庫175億円）を3月26日に決定した。 ・倒産関連保証の対象業種として、一般製材業及び鉄スクラップ加工処理業（3月31日告示）並びに鑄鍛関連業種等7業種（4月18日告示）を追加指定した。 ・中小企業庁長官から都道府県に対し通達を发出し（4月1日）、中小企業設備近代化資金貸付制度における設備貸与事業の割賦損料を年5.0%から年4.5%に、また、リース料率を年7.5%～8.2%から年6.96%～7.6%にそれぞれ引き下げた。 ・中小企業庁長官から都道府県に対し通達を发出し（3月31日）、予算の早期成立、高度化事業の実施主体である組合に対する指導、早期の診断実施等を要請するとともに、中小企業事業団に対し都道府県への協力を要請した。これを受け、都道府県においては、計画の診断の早期実施、工事の前倒し着工等の高度化融資前倒しのための指導等を行っている。 ・パンフレットの作成及び関係団体への配布等を通じ、同制度のPRを行った。 ・中小企業庁計画部長から都道府県等に対し通達を发出し（4月1日）、同制度を積極的に利用するよう要請した。 <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会事務局長から親事業者団体に対し、文書で下請取引の適性化を一層推進するよう要請した（4月8日）。 ・検査を統括する上席下請代金検査官を通産省内に設置した（4月10日）。 ・下請代金検査関係課長等会議を開催して（4月21日）、各通商産業局毎の検査の重点分野を設定し、重点分野に対する重点的な検査等下請代金支払遅延等防止法上の調査・検査を実施している。 ・中小企業庁長官及び関係局長から親事業者団体に対し、文書で登録促進を要請した（4月1日）。

決定事項

実施状況

努める。

(3) 公共事業における中小企業の受注機会の増大を図るとともに、都道府県に対しても同様の配慮を要請する。

3. その他

中小企業施策の一層の普及を図るとともに、中小企業庁、各通商産業局に相談窓口を設置するほか、各都道府県においても同様の措置を講ずるよう要請する。

また、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく各種支援措置の迅速かつ積極的な活用を図る。

VI. 資金調達環境の整備

1. 証券取引制度改革等の推進

先般、①金融・証券市場における取引の公正性、透明性を確保することにより、投資家の信頼を回復し、市場の活性化を図る観点から、証券取引等監視委員会の設置等を内容とする関係法案を、②金融・証券市場における競争を促進し、企業の資金調達を円滑にする等の見地から金融・証券取引制度の包括的改革を内容とする関係法案を、それぞれ国会に提出したところであり、その早期成立を期する。

・中小企業庁長官から各下請企業振興協会に対し、文書であっせん強化を要請した（4月1日）。

・中小企業庁長官から文書で要請する（4月10日）等関係省庁から各省庁等及び都道府県に対し文書により公共事業等の施行における中小企業の受注機会の増大について要請した。

・「平成4年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し（6月30日）、中小企業者向け契約目標額を過去最高の4兆4,340億円に設定した。また、措置項目についても、発注標準を適時見直す等所要の改正を実施している。

・経済対策関係中小企業相談窓口を設置するとともに、中小企業庁長官から都道府県に対し同様の措置を講ずるよう要請した（4月1日）。中小企業庁及び各通商産業局の相談窓口における相談件数は7月末日現在で52件、都道府県の相談窓口における相談件数は、5月第2週までで全国合計772件となっている。

・労働環境整備貸付の利用促進等を図るために開催した連絡協議会（V 1. (2)参照）等において、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく各種支援措置の一層の周知徹底を図り、利用促進に努めている。

・6月に事業主向けの時短パンフレットを作成し、都道府県及び中小企業団体等に配布し、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」の関連施策の紹介を行った。

・①「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」が5月29日成立し、6月5日公布、7月20日施行され、同日付けで証券取引等監視委員会が発足した。

・②「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」が6月19日成立し、同月26日に公布された。

決定事項	実施状況
<p>2. 社債市場</p> <p>企業の資金調達を円滑化する観点から、社債発行限度規制の撤廃・受託制度の見直し等のための社債関連法改正に向けての検討を促進するなど、社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。</p> <p>3. 株式市場</p> <p>株式市場の活性化を図るため、これまで種々の措置を講じてきたところであるが、引き続き、魅力的な株式市場の構築のため、企業の配当政策の見直しについて要請するとともに、大口投資家向け株式投資信託の設定を推進する。</p> <p>また、自社株保有に関する規制のあり方について、商法との関係も含め幅広い観点から検討する。</p>	<p>・社債発行限度規制・受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正法案を次期通常国会に提出できるよう検討を進めている。</p> <p>なお、これまで実施された社債発行に係る諸手数料の引下げや社債の年限の多様化等を背景に、エクイティ・ファイナンスが困難な状況の下、国内一般事業債の発行が活発化しつつある（4月～7月の発行額は3,700億円で、前年同期比3.7倍）。引き続き社債市場における諸規制・諸慣行の見直し、撤廃を進めることとする。</p> <p>・日本証券業協会において、株主に対する利益配分の増加を目的とした新たな利益配分ルールを4月1日から実施するとともに、配当性向の引上げを産業界に要請した。</p> <p>・大口投資家向け株式投資信託は、3月以降7月末までに23本、4,645億円が設定されている。</p> <p>・自社株の取得及び保有に関する規制のあり方については、法制審議会において具体的審議が開始されている。</p>
<p>VII. 金融政策の機動的運営</p> <p>内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。</p>	<p>・日本銀行は、4月1日に公定歩合を0.75%引き下げたのに続き、7月27日更に0.5%引き下げ、3.25%とした。これにより、昨年7月以来、累積で2.75%引き下げられたこととなり、市場金利、金融機関貸出金利も、大幅な低下（短期プライムレートで約3.1%など）をみている。</p>